

あなたのSOS受け止めます!

●こども家庭相談 ☎ 894-8049 FAX 894-8406

◆子どもや家庭に関する相談 ●こども家庭相談 ☎ 894-3790

乳幼児期から思春期までの子どもに関する様々な相談を幅広く受け付けています。保護者・本人・地域の方々など、どなたでもご相談いただけます。
【受付時間】 平日午前8時45分～午後5時

- ・南部児童相談所【電話】831-4735【受付時間】平日午前8時45分～午後5時
18歳未満の児童のあらゆる問題について、相談を受け付けています。
- ・よこはま子ども虐待ホットライン(24時間フリーダイヤル)☎0120-805-240

・公立保育園では子育てに関する相談や園庭開放を行っています。詳細は直接各保育園へお問合せください。
【受付時間】 平日午前9時30分～午後5時

園名	所在地	電話番号
桂台保育園	桂台中4-15	☎894-1374
飯島保育園	飯島町527	☎871-3661
公田保育園	公田町740	☎892-1530

◆女性のための相談 ●こども家庭支援担当 ☎ 894-8411

女性に対する暴力や、女性が抱えるさまざまな悩み、問題の相談に応じます。電話相談可。緊急の場合以外は、予約でのご相談をお勧めします。
【受付時間】 平日午前9時30分～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

横浜DV相談支援センター

【電話】671-4275
【受付時間(祝日・年末年始を除く)】
平日午前9時30分～午後4時30分

【電話】865-2040
【受付時間(第4木曜・年末年始を除く)】
平日午前9時30分～午後8時
土日・祝日午前9時30分～午後4時

心とからだと生き方の電話相談(男女共同参画センター横浜) ☎ 871-8080

火・水・金・土曜日(年末年始を除く):午前9時30分～午後4時
金曜日(祝日を除く):午後6時～午後8時

がん等検診・検査 職場のがん検診等、他の受診機会のない人が対象となります。 ●横浜市けんしん専用ダイヤル(制度の概要) ☎ 664-2606 FAX 664-3851

【費用免除】 次の人は無料となります。証明書類を受診時に提示してください。① 後期高齢者医療制度が適用される人(後期高齢者医療被保険者証)、② 生活保護世帯の人(休日・夜間等診療依頼証)、③ 中国残留邦人等支援給付制度が適用される人(本人確認証)、④ ①～③以外の70歳以上の人(昭和30年4月1日以前に生まれた人:生年月日を確認できる保険証等)、⑤ 令和5年度市民税県民税の非課税世帯、又は均等割のみ課税世帯の人(福祉保健センターが発行する「確認書」:受診の10日前までに健康づくり係で手続が必要です。早めに手続をお願いします。)

◆医療機関で受診できるがん検診 (受診券の郵送はありません。市内の実施医療機関に直接電話などで予約してください。)

種類	対象者	検査内容及び料金(上記費用免除制度があります)	実施場所
胃がん検診(X線又は内視鏡)	50歳以上(昭和50年4月1日以前に生まれた人)、2年度に1回	① 問診、バリウムによる胃部X線検査 ② 問診、胃内内視鏡検査(被保険者証要持参) } どちらか選択	2,500円
肺がん検診	40歳以上(昭和60年4月1日以前に生まれた人)、1年度に1回	問診、胸部X線検査	680円
大腸がん検診	40歳以上(昭和60年4月1日以前に生まれた人)、1年度に1回	問診、便潜血検査(2日法)	無料
子宮頸がん検診	20歳以上(平成17年4月1日以前に生まれた女性)、2年度に1回	問診、頸部細胞診検査	1,360円
乳がん検診(①か②の選択制)	40歳以上(昭和60年4月1日以前に生まれた女性)、2年度に1回	① 視触診 + マンモグラフィ検査 ② マンモグラフィ検査単独	1,370円 680円
前立腺がん検診	50歳以上(昭和50年4月1日以前に生まれた男性)、1年度に1回	問診、血液検査	1,000円
肝炎ウイルス検査	過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	問診、血液検査	無料
歯周病検診	受診日時時点で40・50・60・70歳の人	視診、歯周ポケット測定	500円(70歳は無料)

P.4の実施医療機関で直接予約してください。

横浜市歯周病検診実施医療機関
横浜市歯周病検診 検索

◆福祉保健センター(栄区役所)で受診できるがん検診 ※肺がん検診(区役所会場)は令和5年度で終了しました。令和6年度以降は実施医療機関での受診をお願いします。

種類	対象者	定員	当日受付時間	検査内容及び料金	申込方法
乳がん検診(予約制)	昭和60年4月1日以前に生まれた女性、2年度に1回	各回35人程度	予約時に指定(午前9時～正午)	マンモグラフィ検査 視触診検査 視触診+マンモ 1,370円 マンモのみ 680円	広報よこはま栄区版 横浜市栄区 がん検診 検索 でお知らせします。

区役所会場では、マンモグラフィ検査と視触診検査を同日に受診できます。

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乳がん検診 区役所会場	-	14日(火) 31日(金)	11日(火) 27日(木)	17日(水)	-	3日(火) 26日(木)	17日(木)	19日(火) 26日(火)	11日(水) 19日(木)	21日(火) 28日(火)	18日(火)	12日(水)

※現在治療中の人は、がん検診を受診できない場合がありますので、かかりつけ医にご相談ください。

福祉保健センターにおける健康相談・検査(無料) ●健康づくり係 ☎ 894-6964 FAX 895-1759

種類	実施日	受付・実施時間	内容及び料金
HIV・梅毒検査、HIVやエイズに関する相談(予約制)	水曜日(祝日を除く) ※結果は1週間後本人が取りに来てください	午前9時～9時45分	匿名で受け付けます。梅毒検査のみの受診は不可。心配なことがあってからHIV検査は3か月以上、梅毒検査は6週間以上経ていないと正しい検査結果が出ません。 HIV検査相談マップ 検索 他区や夜間・土曜日についてはお問合せください。
生活習慣改善相談(管理栄養士・保健師・歯科衛生士による相談)(予約制 個別相談)	原則第1火曜日午後 第4木曜日午前 ※広報よこはま栄区版をご確認ください	午後1時～4時 午前9時～正午	(管理栄養士) 糖尿病、コレステロールが高い、体重コントロールをしたい人などの食事療法の進め方、食習慣の見直しについて。推定野菜摂取量測定(ベジチェック®) (保健師) 高血圧、脂質異常、糖尿病、高尿酸血症、卒煙などの相談や健診結果の見方、ライフスタイルの見直しについて (歯科衛生士) 全身の病気にとも関係する歯周病、歯みがきの疑問、お口の機能を保つ方法について
高齢者のための結核健診(65歳以上)(予約制)	日程は予約時に調整	予約時に調整	胸部X線撮影、立位または座位の保持ができる人。診断書の発行はしません。結果は1か月後を目途に郵送。

※詳細は、広報よこはま栄区版でお知らせします。

■健康づくり事業 ●健康づくり係 ☎ 894-6964

「食生活等改善推進員セミナー」

食事や運動の大切さなど健康づくり全般について学べる連続講座(8回1コース)です。セミナー修了後は、食生活等改善推進員(愛称:ヘルスメイト)になり、学んだことを地域に広げていただけます。
「健康手帳の交付」 40歳以上の人に、区役所新館3階303窓口で交付しています。

国民健康保険特定健康診査・横浜市健康診査 ●横浜市けんしん専用ダイヤル(制度の概要) ☎ 664-2606 FAX 664-0403(特定健診)

健診名	対象者	費用	受診回数	受診方法	栄区担当係	備考
国民健康保険特定健康診査	横浜市国民健康保険に加入していて、年度内に、40歳～75歳の誕生日を迎える人(75歳の場合は、誕生日の前日まで)	無料	年度内に1回 (令和6年4月1日～7年3月31日の間に1回)	健診実施医療機関に電話等で予約 対象者へは、「特定健康診査受診券」が郵送されます。受診の際は「特定健康診査受診券」と「国民健康保険証」を提示します。	保険係 ☎894-8425 FAX895-0115	4月2日以降に横浜市国民健康保険に加入した人、6月末までに75歳の誕生日を迎える人には受診券が郵送されませんので申請が必要です。
横浜市健康診査	・75歳以上の後期高齢者医療制度加入者(一定の障害があると認定された65歳～74歳の人を含む) ・40歳以上の生活保護受給者 ・40歳以上の中国残留邦人等支援給付制度適用の人	無料		直接医療機関に電話で予約 (P4横浜市健康診査実施医療機関名簿参照) 受診時に本人確認できるもの(保険証等)を提示します。※受診券・健診案内の郵送はありません。	健康づくり係 ☎894-6964 FAX895-1759	介護保険が適用となる特別養護老人ホーム等に入所中の人は対象外

高額療養費支給申請方法について ●保険係 ☎ 894-8426 FAX 895-0115

◆横浜市国民健康保険加入者

高額療養費に該当する場合、受診月から2、3か月後に、区役所から申請書をお送りします。申請書が届いたら、区役所で申請してください。
領収書は必要ありません。なお、一度申請されると、翌月以降は原則として受診月から2、3か月後に自動振込となります。

◆後期高齢者医療制度加入者

高額療養費に該当する場合、受診月から3、4か月後に、後期高齢者医療広域連合から申請書をお送りします。申請書が届いたら、神奈川県後期高齢者医療広域連合高額療養費支給申請受付事務センター等で申請してください。領収書は必要ありません。
なお、一度申請されると、翌月以降は原則として、受診月から3、4か月後に自動振込となります。

◆ご注意 選付金詐欺にご注意ください。区役所がATMの操作をお願いすることはありません。